



複数の会社等に勤務している 労働者の方々への労災保険給付について

労働者災害補償保険法の改正により、複数の会社等に勤務している労働者の方々についての労災保険給付が変わります。令和2年9月1日以降に怪我や病気になった労働者の方や、お亡くなりになった労働者のご遺族の方への保険給付が今回の制度改革の対象となります。

<改正のポイント>

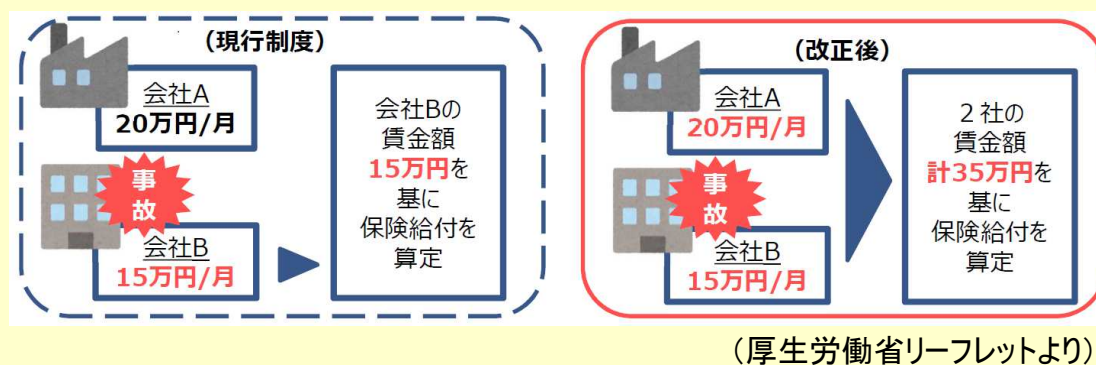
■改正前

- ①事故が起きた勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等が決定
 - ②それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定ができるかどうかを判断
- ※対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害など



■改正後

- ①すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額が決定
 - ②それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定ができない場合は、すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断
- ※対象疾病は、脳・心臓疾患や精神障害など



<今回の制度改革の対象となる方について>

今回の制度改革では、複数の会社等に雇用されている労働者の方々が対象となります。具体的には、怪我、病気になったときに1つの会社等で雇用(又は退職)されている場合であっても、原因・要因(長時間労働、強いストレスなど)となるものが2つ以上の会社等で雇用されている際に存在していたならば、制度改革の対象となります。

※労働者だけでなく特別加入者の方についても制度改革の対象となります。(社会保険労務士 今原裕介)

